

Ⅷ 肢体不自由のある児童生徒の指導

1 肢体不自由とは

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

肢体不自由のある児童生徒は、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、日常生活や学習上の運動・動作の全部又は一部に困難がある。これらの運動・動作には、起立・歩行のように、主に下肢や平衡反応にかかわるもの、書写・食事のように、主に上肢や目と手の協応動作にかかわるもの、物の持ち運び・衣服の着脱・用便のように、肢体全体にかかわるものがある。

前述したような運動・動作の困難は、姿勢保持の工夫と運動・動作の補助的手段の活用によって軽減されることが少なくない。なお、この補助的手段には、座位姿勢の安定のための補助具、作業能力向上のための机、移動のためのつえ・歩行器・車いす、廊下や階段に取り付けた手すりなどのほか、よく用いられる物としては、持ちやすいように握りの部分を太くしたり、ベルトを取り付けたりしたスプーンや鉛筆、食器やノートを机上に固定する器具、着脱しやすいようにデザインされたボタンやファスナーを用いた衣服、手すりを取り付けた便器などがある。

肢体不自由のある児童生徒の運動・動作の困難の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、日常生活や学習上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要である。

2 肢体不自由のある児童生徒の指導

肢体不自由のある児童生徒の教育は、特別支援学校、小・中学校に設置される肢体不自由特別支援学級、通級による指導で行われている。また、教科等の学習が通常の学級でほぼ支障なく行うことができる軽度の肢体不自由の児童生徒については通常の学級で配慮しながら指導する。

＜対象＞肢体不自由特別支援学級・・・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的動作に軽度な困難がある程度のも

通級による指導(肢体不自由)・・・肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(1) 肢体不自由特別支援学級及び「通級による指導」の指導目標

各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の指導のほかに、肢体不自由の状態に応じて自立活動の指導も行う。個々の実態に応じた目標のほか、肢体不自由によって生じる様々な不自由や運動・動作の制約による心理的な問題への対応も考慮して目標を設定する。観点としては、次のようなものが考えられる。

- ① 自らの運動・動作の状態やそれを改善する方法について理解を促す。
- ② 肢体不自由によって生じる様々な困難を改善・克服しようとするたくましい心の育成を図る。
- ③ より豊かな自立した日常生活を送るために必要な基本的習慣や学習能力の向上を図る。
- ④ 通級指導教室においては、個々の障害の状態に応じた特別の指導「自立活動」を行う。また、特に必要がある場合は、障害に応じた教科の補充指導を行う。ここでは、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意する。

(2) 通常の学級における肢体不自由のある児童生徒への配慮事項

肢体不自由のある児童生徒は、通常の学級での学習が可能な程度の状態であれば、健常児とほぼ同一の学習を行うことができる。しかし、障害により体育や運動会、外出を伴う学校行事に参加することが困難な場合、見学や不参加といった消極的な対応ばかりでなく、できる種目や内容を選択したり工夫したりするなど、柔軟で積極的な対応が望まれる。教科指導のうち体育(保健体育)や図工(美術)等の実技を伴う学習においては、教材・教具の工夫や配慮が必要な場合がある。

認知面で様々な困難を有することもあるので、国語や算数・数学などの教科指導でも認知特性に応じた工夫が必要となる。上肢の動きに困難がある場合は、状態に合わせて学習の量と時間を調整することや支援機器の使用を検討することが必要である。

また、移動や日常生活動作等に支援が必要なことが多いことから、施設設備の改善や支援員の配置等が考えられる。そうした対応だけでなく、教室配置を工夫して移動の困難さを軽減したり、既存の設備を改善して使いやすく工夫したりすることも必要である。さらに、肢体不自由のある児童生徒の移動や身体的な活動を援助するなど、学級集団としての助け合いや励まし合いが自然に生まれるような雰囲気を引き出すような指導も大切である。

3 教育課程

(1) 教育課程の編成(特別支援学級)

肢体不自由のある児童生徒の実態は、運動障害の程度だけみても比較的軽度の障害から著しく重度の障害まで様々で、それに脳性まひ児のように他の複雑な随伴障害などの臨床像を持つ者を加えると実に多様である。肢体不自由のある児童生徒の教育は、何より教育の個別化が不可欠であり、多くの特別支援学級の教育課程では、次の4グループに類型化されると考えられる。

- ①小学校・中学校等の各教科を中心とした教育課程
- ②小学校・中学校等の下学年の各教科を中心とした教育課程
- ③知的障害特別支援学校の各教科を中心とした教育課程
- ④自立活動を中心とした教育課程

(2) 教育課程編成における週時程表の具体例

肢体不自由特別支援学級は、「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度」の児童生徒を対象にしていることから、児童生徒の実態により原則上記(1)－①～②の教育課程が編成される。各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の指導のほかに、身体の動きや認知能力などの向上を目指した自立活動の指導を取り入れることが大切である。

なお、小・中学校の各教科等の目標や内容をそのまま適応することが適切でない場合は、学校教育法施行規則第138条の規定による「特別の教育課程」を編成して教育を行うことができる。

その場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にする。例えば、上記(1)－③の教育課程の各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えるなど、児童生徒の知的発達や学校生活、社会生活への適応状況及び生活経験等を踏まえ、適切な指導内容を選択、組織することが大切である。

①・②の教育課程の一例 小学校1年生

	月	火	水	木	金
1	自立活動	図工	自立活動	自立活動	体育
2	算数	図工	国語	算数	生活
3	国語	体育	算数	音楽	算数
4	生活	国語	音楽	生活	国語
5	学活	算数	国語(図書)	国語	道徳

③の教育課程の一例 小学校1年生

	月	火	水	木	金
1	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
2	算数	図工	音楽	算数	国語
3	国語	図工	算数	生活単元	生活単元
4	体育	国語	体育	生活単元	生活単元
5	音楽	算数	国語(図書)	学活	道徳

4 合理的配慮の観点例(「教育支援資料<文部科学省>平成 25 年 10 月」より)

肢体不自由のある児童生徒の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要がある。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。(片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

書字や計算が困難な児童生徒に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な児童生徒にはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用等)

①-2-2 学習機会や体験の確保

経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段を講じる。(新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする車いす使用の児童生徒が栽培活動に参加できるように高い位置に花壇を作る等)

①-2-3 心理面・健康面の配慮

下肢の不自由さによる転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。(体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等)

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

体育担当教員、養護教諭、栄養教員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。

②-2 児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。(車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等)

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。(段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレ等)

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。(上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等)

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。（車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器等）

5 指導の実際

(1) 指導内容と指導形態

① 指導内容

肢体不自由のある児童生徒の特性から、下記のような点に考慮して指導内容・方法を検討する必要がある。

ア 表現する力の育成

体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童生徒の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことなどを表現する力の育成に努める。

イ 指導内容の精選

児童生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導する。この他、各教科の目標と指導内容との関連を十分に検討し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにする。

ウ 自立活動の時間における指導との関連

身体の動きやコミュニケーション等に関する指導に当たっては、日常生活及び各教科との関連を保ちながら学習効果を一層高めるようにする。そのため、指導計画の作成については、一人一人の児童生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にする。

エ 学習時の姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

学習時の姿勢を保持することや学習課題等を認知することに困難のある者の実態に応じて、児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じての指導方法を工夫する。

オ 補助用具や補助手段の工夫、情報機器等の活用

児童生徒の身体の動きや意志の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

なお、補助用具や補助的手段の使用の是非は、児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通しに基づいて、慎重に判断することが重要である。

② 指導形態

指導に当たっては、一人一人の児童生徒の障害の状態を的確に把握するとともに、肢体不自由の状態に応じた指導を行うため、個別指導やグループ指導などの授業形態の工夫や、肢体不自由の状態に応じた教材・教具の開発、工夫等の配慮が必要である。肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒は少人数のため、通常の学級の児童生徒と活動を共にする交流及び共同学習等の機会を設定するなど、社会性や集団への参加能力等の育成に十分配慮することも大切となる。児童生徒によっては、医療機関等で運動機能の改善をめざした訓練を受けている場合もあるため、保護者や関係機関との連携を密接に図ることが必要となる。

(2) 具体的な取組

① 各教科における指導の工夫

国語	<ul style="list-style-type: none">○漢字学習では、文字の形をとらえにくいので、音や言葉かけなどの聴覚情報からの指導を取り入れる必要がある。○位置関係を理解するよう、筆順を重視して教えたり、漢字を部分に分けて教えたりする。○「読む」では、拡大・縦書き横書き・起点の明示・分割提示・文字に線を入れる。○内容理解では、段落を追って理解できるよう分割提示や整理しやすいプリントを活用する。
----	--

社 会	<ul style="list-style-type: none"> ○地図上の線を太くしたり、色の濃淡を明確につけたりする。 ○1枚の地図に盛り込む要素を絞り込むことで部分を見分けやすくする。 ○戸外学習等の活動では、目にしたものを教員が言語化し定着を図ったり、I Cレコーダーを活用して記録したりする。
算 数 ・ 数 学	<ul style="list-style-type: none"> ○角度の大きさの比較ができない場合や、三角形の形を認識できない場合、色を分けて2つ重ねる、辺をそれぞれ違う色で引く等「色に対する反応の良さ」を活用する。 ○筆算位取りのズレには、筆算用紙にマス目を入れたり、位ごとに縦の線を入れたりして、書く場所を分かりやすくする。 ○平面図形の座標を読みやすくするためにx軸とy軸を強調したグラフ用紙にする。
理 科	<ul style="list-style-type: none"> ○図や表、説明文などが資料のどこにあるか言語的に指示する。 ○行に沿って定規を当てたり、色線を引き説明する場所を強調したりする。 ○グラフや表のマス目を拡大したり、不要な目盛を削除したり、表枠、線種の色を変更したりする。 ○測定機器の読み取りが困難な時は、ビデオで測定機器の目盛を拡大したり、デジタル表示の測定器を活用したりする。
体 育 ・ 保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ○動きのポイントは言葉と身体の動きで確認する。 ○運動を体感させ、感覚と言葉を一致させる。 ○言葉の説明⇒体の動きのサポート⇒体感⇒自分自身の言葉に置き換える。
音 楽	<ul style="list-style-type: none"> ○楽譜に蛍光ペンで印をつけたり、めくりのない楽譜を用意したりして、符号の読み取りをする。 ○歌詞だけを模造紙に書いた紙を用意して歌いやすくする。 ○鍵盤楽器の基準となる音の鍵盤にシールを貼る。 ○木琴等は使う音だけを抜き取って並べる。
図画工作 ・ 美 術	<ul style="list-style-type: none"> ○教材・教具の色、図や文字の線の太さ、教材・教具の距離等を配慮する。 ○制作中に本人に作品を離して見せて、全体像を確認させ、ゆがみ等の修正点に気が付くようにする。 ○三次元でとらえられない場合は、二次元に置き換えて見られるように、デジタルカメラを活用したり、ライトで陰影をはっきり付けたりする。
技術 ・ 家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○まな板の表面にカラーシートを貼り、色を付け、野菜が見やすいようにする。 ○手縫いでなみ縫いをする場合、穴あき定規で印をつける。
外国語 ・ 英 語	<ul style="list-style-type: none"> ○会話場面では、答えやすい形の発問やシンプルな選択肢を用意して、「理解して話す」場面を設定する。 ○アルファベットの形の特徴に目をむけて似ている文字の混同を防ぐ。 ○板書やプリントのフォントをcentury「a b c」でなく手書と同じ形で表すcomic sans MS「a b c」にする。 ○英文を書かせる場合、書かせる単語の数だけアンダーラインを引く。

②学習時の運動・動作

肢体不自由のある児童生徒の学習時における運動・動作については、特に、「姿勢」保持と「手」の使い方に配慮して指導することが必要であり、補助具や教具の適切な使用が求められる。例えば、座位を保持するために、足裏が床に接地しているか、お尻が座面に接地しているか実態を確認し、その上で、補助具や車いす用の専用テーブル等を用いるようにする。様子を確認しながら、児童生徒が黒板や手元をきちんと視線で追視しながら、計算したり文字を書いたりすることができるように対応していくことが重要である。また、実態に応じて、鉛筆とノートの代わりにパソコンを用いて文を作成したり、計算したりすることなど、代替機器の活用も重要となる。

③自立活動の指導(第4章V自立活動の指導について参照)

- ア 特に肢体不自由の場合、教育活動全体を通して身体の動きについて配慮及び必要な指導をするとともに自立活動の時間を設け、身体の動きの面等の課題を個別に取り上げて指導する必要がある。
- イ 自立活動の時間では、①基本的動作(寝返り、座る、立つ、歩く、手指の巧緻性など)、②日常生活動作(食事、排泄、衣服の着脱など)、③生活関連動作(買い物や外出など)について、身体の動きの状況を把握し指導計画を立てる。
- ウ 障害の状態により、筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない児童生徒の場合には、歩行器を用いた歩行を目標に掲げて指導を行ったり、歩行が困難な場合には、車いすによる移動を目標に掲げたりするなど、日常生活に役立つ移動能力を習得するよう指導する必要がある。
- エ 学習の困難さが少ない場合、教科等の学習は小学校・中学校の教育課程に準じている場合があり、その際には自立活動のみの個別の指導計画の作成になることもある。

<引用・参考文献>

- 1) 教育支援資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課) 平成25年
- 2) 特別支援教育の基礎・基本 ―一人一人のニーズに応じた教育の推進―
国立特別支援教育総合研究所(2009) ジアース教育新社
- 3) 国立特別支援教育総合研究所ホームページ
- 4) 特別支援教育の実践の手引き ―一人一人のニーズに応じた教育―
(千葉県総合教育センター)平成26年
- 5) 肢体不自由のある子どもの教科指導Q&A～見えにくさ・とらえにくさ」を踏まえた確かな実践
筑波大学桐が丘特別支援学校(2016) ジアース教育新社